

平成27年4月  
横浜税関業務部

関係各位

関税評価に係る関税定率法基本通達の一部改正の周知について

関税定率法基本通達(以下「通達」という。)4-8(課税価格に含まれる輸入港までの運賃等)及び4の7-1(価格の換算に用いる外国為替相場)については、本年4月1日付で別添のとおり改正されましたのでお知らせします。

【本件に関する横浜税関の連絡先・問い合わせ先】  
業務部 首席関税評価官: Tel.045-212-6139

新旧対照表

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>第2節 課税価格の決定</p> <p>(課税価格に含まれる輸入港までの運賃等)</p> <p>4—8 法第4条第1項の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 及び(2) (省略)</p> <p>(3) 「輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」とは、輸入貨物を輸入港まで運送するため実際に要した運送費用をいい、当該輸入貨物の輸出港までの運送費用を含み、次に掲げる場合には、それぞれに定めるところによる。</p> <p>イへハ (省略)</p> <p>二 輸入貨物が用船契約に基づき船舶により運送された場合において、当該船舶が当該用船契約において約定された許容停泊期間を超えて停泊したことにより用船者が船主に対し支払う割増料金（輸入港における滞船料（発生の時点が輸入港到着後であるかないかを問わない。）を除く。）は、運賃に含まれるものとして取り扱う。ただし、実際の停泊時間が船舶の大きさ、港湾の状況等に応じて標準的な許容停泊期間と認められる場合であつて、その発生原因からみて当該支払金を課税価格に算入することが適当でないと認められるような特別の事情があるときは、この限りでない。</p> <p>ホ (省略)</p> <p>ヘ 輸入貨物の運送に關し、輸入港において発生する滞船料（発生の時点が輸入港到着後であるかないかを問わない。）及び早出料は、輸入港までの運賃の計算上考慮しないものとして取り扱う。</p> <p>(注) 輸入港までの運賃(80)に輸入港において滞船料(10)が発生し運賃として90を支払う場合又は輸入港までの運賃(80)に輸入港において早出料(10)が発生し運賃として70を支払う場合における輸入港までの運賃はいずれも80となる。</p> <p>(価格の換算に用いる外国為替相場)</p> <p>4の7—1 法第4条の7に規定する財務省令で定める「外国為替相場」は、規則第1条《価格の換算に用いる外国為替相場》に定められているが、その具体的な取扱いについては、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 外国為替相場の公示について</p> <p>イ (省略)</p> | <p>第2節 課税価格の決定</p> <p>(課税価格に含まれる輸入港までの運賃等)</p> <p>4—8 法第4条第1項の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 及び(2) (同左)</p> <p>(3) 「輸入港に要するまでの運送に要する運賃」とは、輸入貨物を輸入港まで運送するため実際に要した運送費用をいい、当該輸入貨物の輸出港までの運送費用を含み、次に掲げる場合には、それぞれに定めるところによる。</p> <p>イへハ (省略)</p> <p>二 輸入貨物が用船契約において約定された許容停泊期間を超えて停泊したことにより用船者が船主に対し支払う割増料金（輸入港における滞船料（発生の時点が輸入港到着後であるかないかを問わない。）を除く。）は、運賃に含まれるものとして取り扱う。ただし、実際の停泊時間が船舶の大きさ、港湾の状況等に応じて標準的な許容停泊期間と認められる期間を著しく超える場合であつて、その発生原因からみて当該支払金を課税価格に算入することが適当でないと認められるような特別の事情があるときは、この限りでない。</p> <p>ホ (同左)</p> <p>ヘ 輸入貨物の運送に關し、輸入港において発生する滞船料（発生の時点が輸入港到着後であるかないかを問わない。）及び早出料は、輸入港までの運賃の計算上考慮しないものとして取り扱う。</p> <p>(注) 輸入港までの運賃(80)に輸入港において滞船料(10)が発生し運賃として90を支払う場合又は輸入港までの運賃(80)に輸入港において早出料(10)が発生し運賃として70を支払う場合における輸入港までの運賃はいずれも80となる。</p> <p>(価格の換算に用いる外国為替相場)</p> <p>4の7—1 法第4条の7に規定する財務省令で定める「外国為替相場」は、規則第1条《価格の換算に用いる外国為替相場》に定められているが、その具体的な取扱いについては、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 外国為替相場の公示について</p> <p>イ (同左)</p> |

新旧対照表

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>□ 税關長は、上記イの通知を受けた場合には、公示日から当該外國為替相場の適用対象期間が終まるまでの間、本關等において、当該外國為替相場を公示することとする。</p> | <p>□ 税關長は、上記イの通知を受けた場合には、公示日から当該外國為替相場の適用対象期間が終まるまでの間、本關、各税關支署、各税關出張所及び各税關支署出張所において、当該外國為替相場を公示することとする。</p> |